

告 示

埼玉県告示第千四百九十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県久喜市栗橋中央二丁目十番三号

株式会社ほりこし

二 指定年月日

平成二十八年十一月十四日